

<対策のポイント>

植物新品種の海外での**無断栽培を防止**するとともに、**植物新品種の開発投資を促進**するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国内育成者権管理事業

国内の種苗の増殖や自家増殖の許諾契約、侵害監視活動など、**国内における育成者権の適切な管理を実施**するために必要な経費を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた**海外品種登録出願**を支援します。

3. 国内外における侵害対応

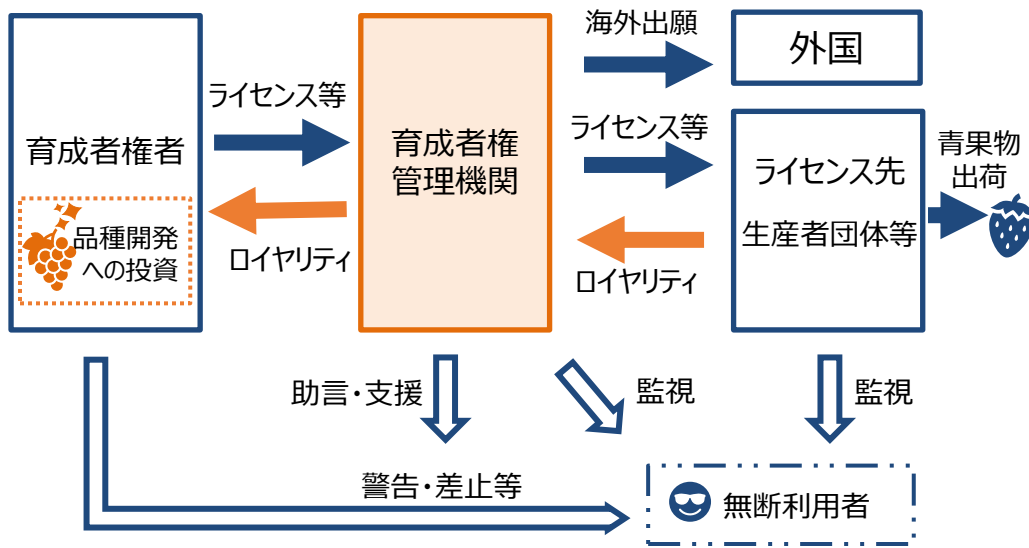
無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 海外リーガル調査事業

現地の種苗法や民法などの法令制度及びその運用実態や商慣習等の調査、国内農業振興や輸出戦略に資する許諾契約のひな形の作成など、**海外許諾契約のための環境整備**を支援します。

<事業イメージ>

【育成者権管理機関のイメージ】



<事業の流れ>

